

【概要】令和2年度 個人情報保護委員会活動方針①

令和元年度における委員会の取組

個人情報保護法関係

- 平成27年改正法附則第12条に基づく検討
(個人情報保護法等改正法案の国会提出、官民を通じた個人情報の取扱いに関する検討)
- ガイドライン等に関するQ&Aの改正
- 認定個人情報保護団体に関する取組
- 個人情報保護法に基づく監督等
- 国民からの苦情・相談等への対応及び広報活動

マイナンバー法関係

- マイナンバー法に基づく監視・監督
- 特定個人情報保護評価制度の適切な運用の確保に向けた取組
- 独自利用事務の情報連携に係る届出の受付
- 特定個人情報の適正な取扱いの確保に向けた取組
- 国民からの苦情・相談等への対応

国際協力

- 信頼性のある国際的な個人データの越境移転の枠組み構築に向けた取組の推進
- 情報通信技術の進展等を踏まえた個人データ保護の在り方に関する国際的な議論への参画
- 地域別対話 (EU/米国/英国との対話、APEC CBPRシステムの推進)
- 国内事業者による国際的な活動に資する情報の発信

令和2年度における委員会の取組の基本的な考え方

【個人情報保護法関係】

- ・ 個人情報保護法等改正法案について国会における審議に対応し、法案の成立後はその円滑な施行に向けて取り組む。
- ・ 官民を通じた個人情報の取扱いについては、政府としての具体的な検討に委員会としても積極的に取り組む。また、地方公共団体における個人情報保護に係る規律の在り方等について、実務的論点の整理を進める。
- ・ 個人情報の適切な取扱いを確保するため、内外の事業者に対して適切な監督を行い、効率的かつ効果的な監督に努める。

【マイナンバー法関係】

- ・ これまでの監視・監督活動を通じて蓄積してきたノウハウをいかし、必要に応じて指導・助言等を行う。

【国際協力】

- ・ 諸外国のデータ保護機関とのネットワークを強化する。
- ・ 信頼性のある国際的な個人データの越境移転の枠組みの構築に向け、EU・米国を中心とした関係各国と目標・課題やロードマップ等について共有した上で、精力的な対話を進める。

【概要】令和2年度 個人情報保護委員会活動方針②

令和2年度における委員会の具体的な取組

個人情報保護法関係

個人情報保護法改正

- 改正法案の国会審議に対応
- 改正法案成立後、関係政省令等の迅速な整備、周知広報等、改正法の円滑な施行に向けて取り組む

官民を通じた個人情報の取扱いに係る検討

- 行政機関等に係る個人情報保護制度に係る検討への参画。令和3年通常国会への法案提出を目指す
- 地方公共団体に係る個人情報保護制度に関し、実務的論点整理の実施

監督活動

- 様々な情報を総合的に活用した監督活動の実施
- 漏えい等事案に対する助言等の初動対応の充実
- サイバーセキュリティ事案への指導・助言の更なる充実

執行協力に関する取組

- 海外執行当局との連携等により、海外の事業者に対しても確実な執行を目指す

パーソナルデータの活用の促進

- PPCビジネスサポートデスクにおける相談支援対応
- 改正法案に盛り込んだ仮名加工情報制度も含めた情報発信

認定個人情報保護団体

- 情報の提供、助言
- 特定事業活動型での認定を希望する団体からの相談対応

新型コロナウイルス感染症に係る対応

- 国民の疑問に答えるべく課題を注視し、委員会ウェブサイトにて適時適切に発信
- 国際会議等への積極的な参加等を通じて情報収集に努め、国内外に発信

広報・啓発活動

現行制度のほか、いわゆる3年ごとに見直しによる制度改正について幅広く周知

相談・苦情等への対応

AI等を活用したチャットボットサービスを導入し利便性の向上

有益な情報発信

実例を踏まえた手法の紹介等、コンテンツの充実

インシデント対応

関係機関との緊密な連携を図りつつ対応

人材育成

セキュリティ、国際的連携を含めた法執行等の知見を有する人材の育成

共通事項

マイナンバー法関係

監視・監督活動

- 検査団体数を更に増やし、レビュー検査により一層注力（市町村への立入検査の際は、都道府県の同行・改善指導の協力を求める）

地方公共団体支援

- 安全管理措置セミナー等の実施（開催後は都道府県に対し、参加市町村の改善状況に係るフォローアップを要請）

特定個人情報保護評価

- 行政機関等の全項目評価書の承認
- 特定個人情報保護評価指針の見直しの検討

独自利用事務の情報連携

- 地方公共団体からの届出の受付
- 独自利用事務の事例の追加等による情報連携の活用促進

国際協力

既存の個人データ移転の枠組みの円滑な運用・更なる発展

- EUとの協力対話等（日EU間の個人データ移転の枠組み発効から2年後に予定されるレビューに向け、更なる情報収集・周知活動）
- 米国・英国との対話
- 国内事業者による国際的な活動に資する情報の発信等

信頼性のある国際的な個人データの越境移転の枠組み構築

- 日米欧で先駆的に枠組みを構築
- グローバルに相互運用可能な新たな企業認証制度の模索につき更なる国際連携
- OECDプライバシーガイドラインの見直しにおいて、個人データを巡る新たなリスクに係る国際的議論を展開